

経営者保証に関する取組方針

芝信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. 新規ご融資の際に、下記要件をすべて満たしているお客さまについては、経営者保証を申し受けない取り扱いを総合的に検討させていただきます。
 - ① 法人（債務者）と経営者個人（保証人）の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 財務基盤の強化が図られている。
 - ③ 財務状況について適時適切な情報開示等がなされており、経営の透明性が確保されている。
2. 上記要件を満たしていないため、止むを得ず経営者保証のご提供をお願いする場合には、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
5. 保証人のお客さまが、ガイドラインに則った保証債務の整理を希望された場合は、引き続き、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上